

広島県病院事業管理規程第六号

県立病院使用料及び手数料条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十八年七月四日

広島県病院事業管理者 浅 原 利 正

県立病院使用料及び手数料条例施行規程の一部を改正する規程

県立病院使用料及び手数料条例施行規程（平成二十一年広島県病院事業管理規程第十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「非紹介患者の初診に係る加算料」を「選定療養のうち初診及び再診に係る加算料」に改める。

附 則

この規程は、平成二十八年八月一日から施行する。